

継続事業一括申請の手続き

新潟労働局

(令和3年12月)

目 次

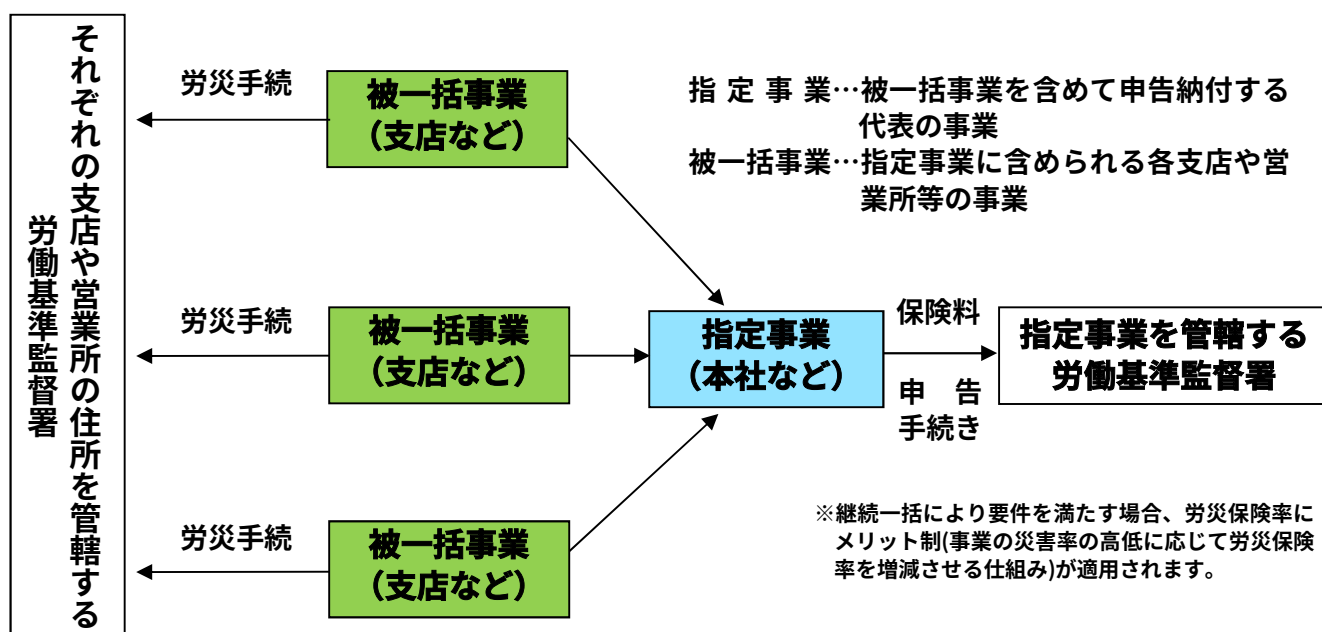
1 継続事業の一括とは	P . 1
2 継続事業一括の要件	P . 1
3 継続一括の新規・追加申請手続	P . 2、3
4 継続一括の認可取消手続	P . 4
5 被一括事業の所在地・名称等を変更した場合	P . 5
6 指定事業が移転・名称変更した場合	P . 6
7 指定事業の変更（会社合併等）	P . 7
8 指定事業の変更（委託加入から個別加入へ変更した場合等）	P . 8
9 指定事業と被一括事業を入れ替える場合（管轄をまたがないとき）	P . 9
10 指定事業と被一括事業を入れ替える場合（管轄をまたぐとき）	P . 10
11 よくある質問	P . 11
12 労働保険継続事業一括認可等確認照会票	P . 12
13 労災保険率表	P . 13

1 継続事業の一括とは

労働保険の保険関係は、適用事業単位に成立するのが原則ですので、1つの会社でも支店や営業所等ごとに複数の保険関係が成立することになります。

事業主及び政府の事務処理の便宜と簡素化を図るため、一定の要件を満たす継続事業については、これら複数の保険関係を指定した1つの事業（1つの労働保険番号）にまとめることができ、これを「継続事業の一括」といいます。（徴収法第9条）

この「継続事業の一括」は、申請のうえで労働局長の認可が必要となり、認可を受けると各支店や営業所等（被一括事業）を1つの事業（指定事業）にまとめて申告納付することができます。



- ・ 労災保険の請求は、継続事業の一括手続きをしても、各支店や営業所を管轄地域とする労働基準監督署へ提出します。
- ・ 労災保険の請求時に使用する労働保険番号は、指定事業（本社など）の保険番号を記入します。

2 継続事業の一括の要件

保険関係が成立している2以上の事業について、継続事業の一括をしようとするときは、それぞれの事業が次の全ての要件に該当していなければなりません。

- (1) 継続事業であること
- (2) 指定事業と被一括事業の事業主が同じこと（法人の場合は同一法人に限る）
- (3) 指定事業と被一括事業の保険関係区分(労災保険と雇用保険の両保険が適用（一元適用）されるものか、別々に適用（二元適用）されるか)が同一であること
- (4) 指定事業と被一括事業が「労災保険率表（P13）」の「事業の種類」が同じこと

3 継続一括の新規・追加申請手続

(1) 労働保険関係成立届

支店や営業所等を新設した場合、**支店や営業所等の所在地を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」(様式第1号)を提出してください。**

なお、継続一括の申請手続き用の仮保険番号が振出するため、**必ず②適用済労働保険番号に継続一括先(指定事業)の労働保険番号を記載し、継続一括を申請する予定であることを余白に記入する等分かるように提出してください。**

様式第1号 (第4条、第64条、附則第2条関係)(1)(表面)

提出用

労働保険 0: 保険関係成立届(継続)(事務処理委託届)
1: 保険関係成立届(有期)
2: 任意加入申請書(事務処理委託届)

31600

※労働基準監督署にて継続一括用の仮保険番号を記載

15103*****

ジョウエツシ

カスガノ

1-5-22

ジョウエツチハウゴウドウチヨウシヤ

上越市

春日野

1-5-22

上越地方合同庁舎

ニイガタロウドウホケンカブシキガイシャ

ジョウエツエイギョウシヨ

新潟労働保険株式会社

上越営業所

被一括事業の住所・事業主名

指定事業の住所・事業主名

被一括事業の住所・事業主名

被一括事業の仕事の内容

被一括事業の成立年月日(事業開始日)

被一括事業の人数

支店・営業所等の名称のみではなく、法人名等も記入

被一括事業の成立年月日(支店や営業所の開始日)

被一括事業の人数

指定事業の労働保険番号を記入

事業主証明

記入不要

※注意事項

既に保険番号を取得している適用事業を被一括事業に組み入れる場合には、改めて成立届を提出する必要はありません。

既に取得している労働保険番号を使用して継続一括の申請をすることができますが、当該労働保険番号について概算保険料を申告している場合、精算手続き(確定申告書の提出)が必要です。

(2) 労働保険継続事業一括認可・追加・取消申請書

(1) の労働保険関係成立届の内容を記入した「労働保険継続事業一括認可・追加・取消申請書」(様式第 5 号)を指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。

また、提出された労働保険継続事業一括認可・追加申請書は、内容を審査した後に労働局から指定事業宛に通知書が送付されます。

なお、認可された被一括事業は、1 つずつ 4 桁の整理番号が付与され、今後の申請・手続きに整理番号が必要となりますので、通知書を大切に保管してください。

様式第 5 号(第 10 条関係)

労働保険 継続事業一括認可・追加・取消申請書

提出用

① 31640

② 下記のとおり継続事業の一括に基き、認可の申請

初めて一括申請する場合…「新規」
2 回目以降に申請する場合…「認可の追加」

指定事業の内容を記入

被一括事業の内容を記入
(保険番号は(1)にて振り出された仮保険番号を記入)

※提出先…指定事業を管轄する労働基準監督署
(保険番号の所掌が 3 の場合、管轄の公共職業安定所)

事業主証明

※注意事項
申請する被一括事業が 4 件を超える場合には、「31641 継続一括認可・追加・取消申請書(続紙)」に続きを記入してください。

4 継続一括の認可取消手続き

支店や営業所等が廃止・閉鎖になった場合、「労働保険継続事業一括認可・追加・取消申請書」（様式第 5 号）を指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。

なお、この場合も労働局から指定事業宛に通知書が送付されますので、大切に保管ください。

様式第 5 号(第 10 条関係) 労働保険 継続事業一括認可・追加・取消申請書 提出用

業 号 31640 申請と取消の区別 ① 新規の認可の申請 ② 認可の取消の申請

新設を受けることを希望する事業又は既に指定を受けている事業

指定事業の内容を記入

1 事業の名称 新潟市中央区美咲町 1-2-1

事業の種類 99 金融業、保険業又は不動産業

事業主 新潟労働保険株式会社

認可の取消に○

記入不要

取消を希望する被一括事業の内容を記入

2 事業の名称 長岡市千歳 1-3-88

事業の種類 99 金融業、保険業又は不動産業

事業主 新潟労働保険株式会社 長岡営業所

認可を受けた際に付与された整理番号(認可の通知書に記載)

0002

「4. 認可の取消し」に○

※提出先…指定事業を管轄する労働基準監督署(保険番号の所掌が 3 の場合、管轄の公共職業安定所)

新潟 労働局長 殿

事業主 住所 事業主証明 氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

※注意事項
全ての被一括事業を取消する場合、それぞれの整理番号の記入は必要ありません。

5 被一括事業の所在地・名称等を変更する場合

支店や営業所等の名称・所在地が変更になった場合、「労働保険継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届」（様式第 5 号の 2）を指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。（通知書は送付されません。）

様式第 5 号の 2 (第 10 条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

種別 31642

労働保険番号 15101*****

事業番号 0004

所在地 新潟市中央区美咲町 1-2-1

名称 新潟労働保険株式会社

変更する被一括事業の整理番号（認可を受けた際に付与された整理番号）

被一括事業の名称等の変更

変更後の被一括事業の内容を記入（変更箇所のみ記入）

「2. 被一括事業の名称等の変更」に○

※提出先…指定事業を管轄する労働基準監督署（保険番号の所掌が 3 の場合、管轄の公共職業安定所）

新潟 労働局長 殿

事業主証明

氏名

（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

6 指定事業が移転・名称変更した場合

指定事業の所在地や名称が変更された場合には、「名称・所在地変更届」（様式第 2 号）を指定事業の移転先所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。被一括事業はそのまま引き継がれますので、新たに継続一括の申請は必要ありません。

また、指定事業が労働基準監督署の管轄をまたぐ移転を行った場合には新規に指定事業として届出た労働保険番号が振出されます。

なお、被一括事業の名称等は変更されませんので、必要に応じて5の「労働保険継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届」（様式第5号の2）を提出してください。

[illegible]

7 指定事業の変更（会社合併等）

合併等でAの指定事業がBの指定事業を吸収する場合、「労働保険継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届」（様式第5号の2）を吸収するAの指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。

手続きが終了して認可されると、吸収されたBの指定事業及び被一括事業に新しい整理番号が振り出され、労働局から通知書が送付されますので、必要に応じて5の「労働保険継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届」（様式第5号の2）により被一括事業の名称等を変更してください。

様式第5号の2（第10条関係）

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

「指定事業の変更」に○

吸収される会社の内容

15108*****
魚沼市*****
労働保険株式会社(吸収される側)

99 金融業、保険業又は不動産業

記入しないでください。

吸収する会社の内容

新潟市中央区美咲町 1-2-1
新潟労働保険株式会社(吸収する側)

15101*****

「7. 指定事業を同一局の別事業に変更」に○

※提出先…吸収する側の事業場を管轄する労働基準監督署(保険番号の所掌が3の場合、管轄の公共職業安定所)

事業主証明

新潟 労働局長 殿

※A社、B社がどちらも継続一括されており、かつ事業の種類が同一であること

※注意事項
「吸収される会社」は、概算保険料を申告している場合、保険料の精算手続き(確定申告書の提出)が必要です。
また、「吸収される会社」は、被一括事業として登録が残りますので、事務所がなくなる場合には別途認可の取消処理が必要です。

8 指定事業の変更（事務組合加入から個別加入へ変更した場合等）

指定事業が事務組合加入から個別加入へ変更した場合等（保険番号の府県・所掌が変更となるもの）には、「労働保険継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届」（様式第5号の2）を新たに指定事業として届出した労働保険番号を管轄する労働基準監督署に提出してください。

手続きが終了すると旧指定事業の被一括事業に新しい整理番号が振出され、労働局から通知書が送付されます。

様式第5号の2（第10条関係）

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

「指定事業の変更」に○

旧指定事業の内容を記入

記入しないでください。

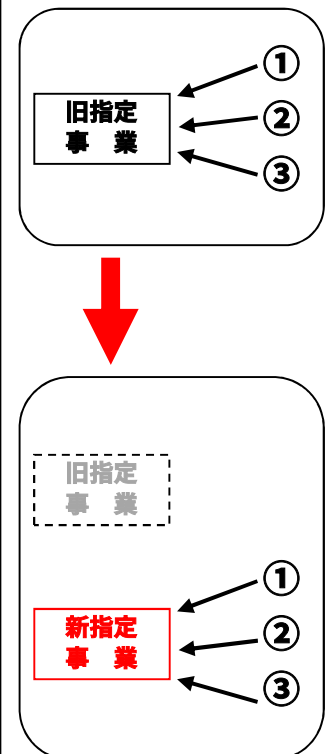
「9. 指定事業の移転」に○

新しい指定事業の内容
※保険番号は新しい指定事業分を記入

※提出先…新しい指定事業を管轄する労働基準監督署（保険番号の所掌が3の場合、管轄の公共職業安定所）

事業主証明

新潟 労働局長 殿



※注意事項

本手続きでは旧指定事業の登録が消滅するため、旧指定事業が変更後も被一括事業として継続する場合には、改めて認可の追加手続きを行ってください。

また、**本手続きは紙による申請のみとなります。（電子申請不可）**

9 指定事業と被一括事業を入れ替える場合(管轄をまたがないとき)

新旧の指定事業を入れ替えた結果、管轄する労働基準監督署が変更されない場合には、「継続被一括名称・所在地変更届」（様式第 5 号の 2）を下図のとおり記入して指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届

「指定事業の変更」に○

旧指定事業の内容を記入

新たに指定事業となる被一括事業の労働者数を記入

記入しないでください。

新たに指定事業となる被一括事業の内容を記入

新たに指定事業となる被一括事業の整理番号を記入

※提出先…指定事業を管轄する労働基準監督署 (保険番号の所掌が3の場合、管轄の公共職業安定所)

事業主証明

新潟 労働局長 殿

「指定事業の変更」に○

A 署管轄
入替対象
被一括事業②
被一括事業①
指定事業

B 署管轄
被一括事業③
被一括事業④

「6. 指定事業を同一局の被一括事業に変更」に○

A 署管轄
入替後
被一括事業②
被一括事業①
指定事業

B 署管轄
被一括事業③
被一括事業④

※注意事項
このケースでは指定事業の保険番号は変わりません。

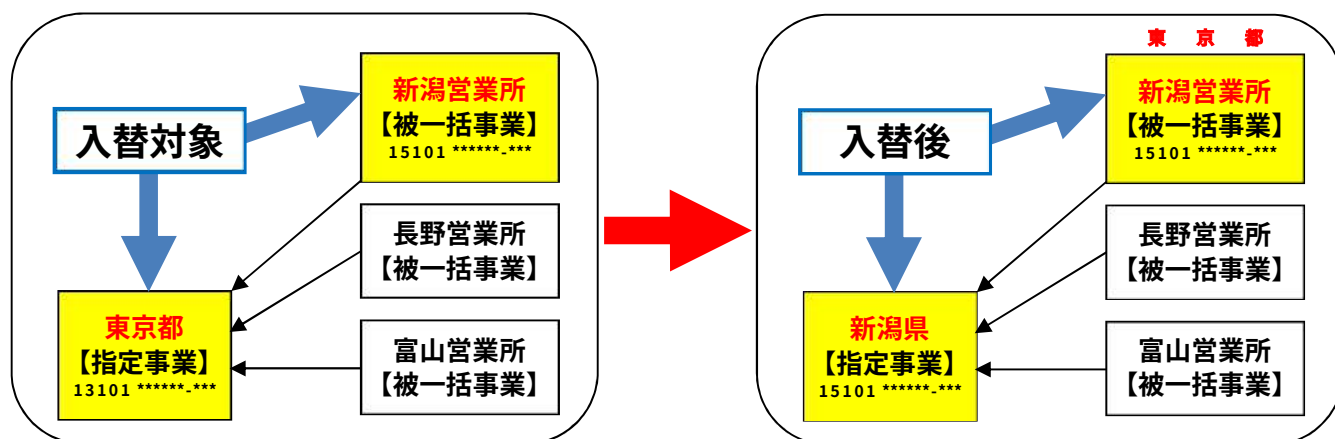
10 指定事業と被一括事業を入れ替える場合(管轄をまたぐとき)

新旧の指定事業を入れ替えた結果、指定事業を管轄する労働基準監督署が変更となる場合には、以下に沿って手続きしてください。

(1) 「名称・所在地等変更届」(様式第2号)の届出

新たに指定事業となる被一括事業の内容を6ページの記入例に沿って記入し、新たに指定事業となる被一括事業を管轄する労働基準監督署に提出してください。

新たに指定事業の労働保険番号が振り出されますが、指定事業と同一の被一括事業が継続一括している状態となり、旧指定事業に関する情報がない状態になりますので、それぞれの状況に応じて(2)のとおり手続きしてください。



(2) 継続一括に関する届出

① 入替後も旧指定事業が存続する場合

新たな被一括事業(例：東京都)と旧被一括事業(例：新潟県)に付与されていた労働保険番号の府県・管轄が異なりますので、旧被一括事業に付与されていた労働保険番号を使用せずに2、3ページに沿って「保険関係成立届」(様式第1号)、「労働保険継続事業一括認可・追加・取消申請書」(様式第5号)を記入し、被一括事業の労働保険番号を再取得したうえで新たに継続一括の認可・追加申請を行ってください。

② 入替後に旧指定事業が存続しない場合

指定事業と被一括事業に同一の事業が存在することになりますので、不要となった被一括事業について4ページに沿って「労働保険継続事業一括認可・追加・取消申請書」(様式第5号)を記入し、継続一括の取消申請を行ってください。

③ その他

指定事業の入替に伴い、被一括事業の名称等が変更となる場合には、それぞれ5ページに沿って「労働保険継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を記入し、新たな指定事業を管轄する労働基準監督署(保険番号が所掌3の場合には公共職業安定所)に提出してください。

1 1 よくある質問

【問1】 継続一括の手続きに必要な書類は、インターネット上からダウンロードすることができますか。

【答1】 インターネット上からダウンロードすることができませんので、最寄りの労働基準監督署又は労働局から入手してください。

【問2】 継続一括の手続きは、電子申請することができますか。

【答2】 e-GOVから電子申請することができます。

また、継続事業一括認可申請(新規・追加・取消)につきましては、GビズIDを用いて申請することができます。(被一括事業の名称等変更は電子証明書が必要です。)

なお、電子申請の方法につきましては、新潟労働局のホームページよりご確認ください。

【問3】 継続一括の認可を受けていますが、現在の被一括事業の整理番号や住所等の登録状況が分からない場合、教えてもらうことはできますか。

【答3】 労働保険継続事業一括認可等確認照会票(P12)に必要事項を記載し、指定事業を管轄する労働基準監督署又は労働局に提出することにより、登録されている内容を書面で回答することができます。

また、労働基準監督署に提出された場合であっても、全て労働局において回答しておりますので、返信用封筒も同封した上で提出をお願いします。

なお、労働保険継続事業一括認可等確認照会票(P12)につきましては、新潟労働局のホームページに掲載されております。

新潟労働局の労働保険関係につきましては、インターネット上で以下のとおり検索いただくか、QRコードよりご確認ください

検索

新潟労働局 労働保険



*任意様式（新潟局用）

労働保険継続事業一括認可等確認照会票

1 依頼理由

2 指定を受けている事業

	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号	15				
所在地					
名称					

3 照会の区分 ※必要な照会内容をチェック☑してください。

- ☐ 全ての被一括事業を照会
☐ その他（照会したい管轄地域、整理番号等を記入してください。）

新潟労働局長 殿
労働基準監督署長 殿

令和 年 月 日

所在地 _____
事業主 名称 _____
氏 名 _____
(担当者 _____)
(連絡先 _____)

※照会については、指定事業を管轄する監督署または新潟労働局労働保険徴収課あてに郵送（返信用封筒同封）または窓口 directly 依頼して下さい。

----- <代理人（社会保険労務士等）に照会を依頼する場合は、以下にも記入願います。> -----

下記 1 に規定する権限を下記 2 の代理人に委任します。

1 権 限 _____
2 代理人 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
(担当者 _____)

労災保険率表

事業の種類の分類	業種 番号	事業の種類
林業	02 又は 03	林業
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業
	24	原油又は天然ガス鉱業
	25	採石業
	26	その他の鉱業
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業
	32	道路新設事業
	33	舗装工事業
	34	鉄道又は軌道新設事業
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）
	38	既設建築物設備工事業
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業
	37	その他の建設事業
製造業	41	食料品製造業
	42	繊維工業又は繊維製品製造業
	44	木材又は木製品製造業
	45	パルプ又は紙製造業
	46	印刷又は製本業
	47	化学工業
	48	ガラス又はセメント製造業
	66	コンクリート製造業
	62	陶磁器製品製造業
	49	その他の窯業又は土石製品製造業
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）
	51	非鉄金属精錬業
	52	金属材料品製造業（鑄物業を除く。）
	53	鑄物業
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）
	55	めつき業
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）
	57	電気機械器具製造業
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）
	59	船舶製造又は修理業
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業
	61	その他の製造業
運輸業	71	交通運輸事業
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）
	74	港湾荷役業
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業
	91	清掃、火葬又はと畜の事業
	93	ビルメンテナンス業
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業
	99	金融業、保険業又は不動産業
	94	その他の各種事業
	90	船舶所有者の事業

※各業種の保険率につきましては、改訂がありますので掲載しておりません。

最新の保険率につきましては、インターネット等によりご確認ください。